

財務省告示第百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十一年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年四月三十日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十一年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・五三トン
四	三、三九六トン
五	一、五一五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六	
六一九トン	六七五トン	一七、六五六トン	一四六、六二九トン	三、四四八トン	四七七トン	六二五、二八四トン	一、二三六、一八七トン	五、二九三、八九一トン	八二、九八三トン	一七、七六 トン	六、八一二トン	四七、一八 トン	一・九トン	一・六六トン	七トン	

二九	八五九トン
二八	一二トン
二七	一五、四七七トン
二六	七、二三三二トン
二五	トン
二四	四二トン
二三	六、五四七トン
三三	三三九トン
三一	三一、二三三トン